

群馬県産材100%合板の取り扱いについて

平成25年 2月14日制定

ぐんま優良木材品質認証センター

群馬県産材100%合板の品質の確保を図り、製品を消費者に安定的に供給するため、この取り扱いについては、ぐんま優良木材品質認証実施要領によるほか、下記によるものとする。

記

- (1) 群馬県産材100%合板を販売、出荷する事業者（以下「取扱事業者」という。）は、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定（以下「合法木材認定」という。）を受けていること。
なお、県内の建設事業者、工務店等に販売、出荷する取扱事業者は、県内に事業所を有し、かつ県内で合法木材認定を受けている者に限る。
- (2) 取扱事業者は、群馬県産材100%合板取扱事業者届出書（以下、「届出書」という。）（様式第1号）をぐんま優良木材品質認証センター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。
- (3) センターは、前項の規定による届出書が提出された場合は、届出受理書（様式第2号）を発行するものとする。
- (4) 取扱事業者は、群馬県産材100%合板の取り扱いを中止する時は、群馬県産材100%合板取扱中止届出書（以下、「中止届出書」という。）（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。
- (5) センターは、前項の規定による中止届出書が提出された場合は、中止届出受理書（様式第4号）を発行するものとする。
- (6) 取扱事業者は、群馬県産材100%合板入・出荷量管理表（様式第5号）を四半期ごとにセンターに提出しなければならない。
- (7) 製品を出荷する場合は、出荷先にぐんま優良木材出荷証明書(様式第6号)を添付しなければならない。
この出荷証明書には、合法木材の業者認定番号を付けた納品書(写)、直近の仕入れ・購入先からの出荷証明書(写)を添付すること。
- (8) 群馬県産材100%合板の生産工場は、ぐんま優良木材品質認証実施要領に則るため、この取扱いは適用しない。

様式第 1 号

群馬県産材 1 0 0 % 合板取扱事業者届出書

平成 年 月 日

ぐんま優良木材品質認証センター会長 様

群馬県産材 1 0 0 % 合板を取り扱いたいので、下記のとおり届出します。

記

事業者の住所、氏名	住所 代表者氏名 印 電話番号 F A X 番号 Email 担当者名
合法木材供給事業者認定番号	
備考	

様式第2号

群馬県産材100%合板取扱事業者届出受理書

殿

ぐんま優良木材品質認証センター会長

群馬県産材100%合板取扱事業者届出書を受理したので通知します。

受理番号 ○○○番

様式第3号

群馬県産材100%合板取扱中止届出書

ぐんま優良木材品質認証センター会長 様

事業者名 住所

氏名

印

受理番号 ○○○番

群馬県産材100%合板の取り扱いを中止しますので届出します。

様式第4号

群馬県産材100%合板取扱中止届出受理書

殿

ぐんま優良木材品質認証センター会長

群馬県産材100%合板取扱中止届出書を受理したので通知します。

様式第6号

ぐんま優良木材出荷証明書

出荷先 住所
氏名 様

名称	樹種	長さ	幅	厚さ	数量	単材積(m ³)	総材積(m ³)	備考

上記のぐんま優良木材(群馬県産材100%合板)を出荷したことを証明致します。

平成 年 月 日

合法木材認定番号
印を押す

取扱事業者 住所
氏名 印
受理番号

※直近の仕入れ・購入先からの出荷証明書(写)を添付すること。